

# 参考資料 1 法制度の概要

## 1 バリアフリー法

### (1) バリアフリー法に関する社会的背景と経緯

#### ●ハートビル法と交通バリアフリー法

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。このような背景の中、平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定されました。

さらに、平成12年には、公共交通機関と駅などの旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定されました。

#### ●バリアフリー法

平成18年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

#### ●改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020大会の開催を契機とした更なる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成30年11月一部施行・平成31年4月全部施行）。さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーの更なる取組の推進を図るための法改正が行われました（令和2年6月一部施行、令和3年4月全部施行）。

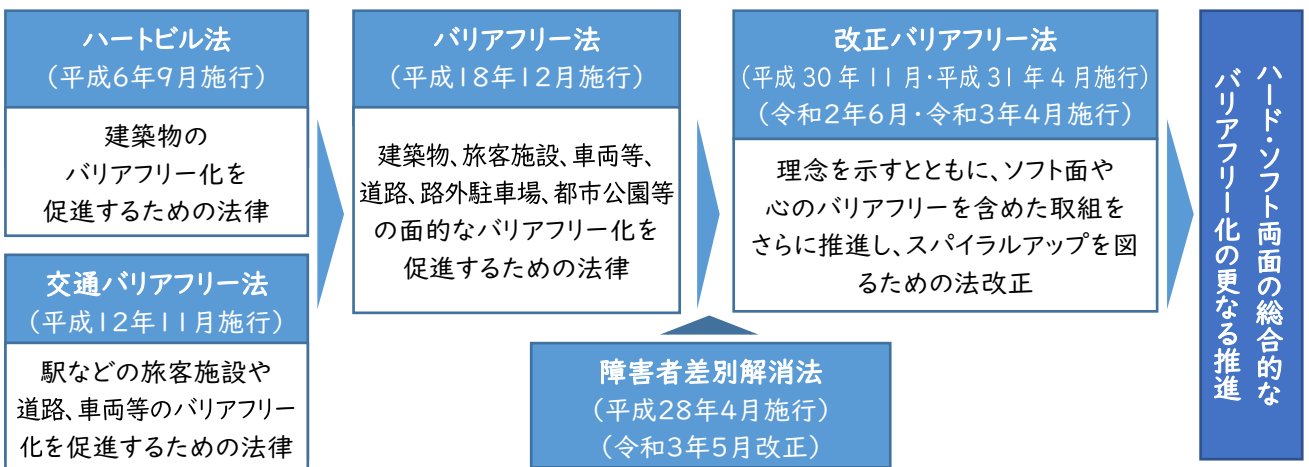


図 バリアフリー法の経緯

## (2) 改正バリアフリー法の概要

### 1) 目的

改正バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

また、本法律では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）・重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）や移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を規定しています。



図 マスタープラン・基本構想のイメージ

(出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省))

### 2) 法律の枠組み

改正バリアフリー法では、基本理念が示されるとともに、新設等される旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対する移動等円滑化基準への適合義務や既存施設に対する移動等円滑化基準への適合努力義務が定められています。

また、マスタープラン及び基本構想制度によって、バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めています。あわせて、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。



# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行  
**緑字**は令和2年6月19日施行  
**青字**は令和3年4月1日施行

## 1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

## 2. 国が定める基本方針

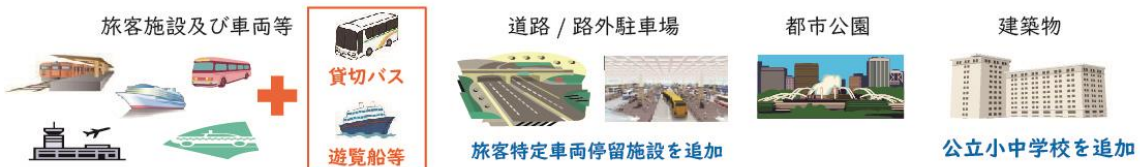
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項

## 3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

## 4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
  - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
  - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
  - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
  - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)**

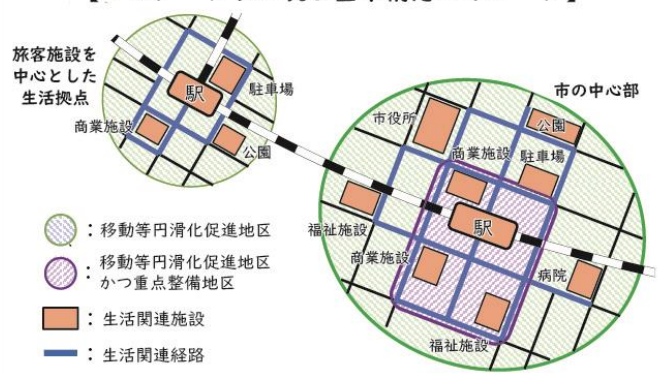
【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



## 5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



## 6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)**

国土交通省資料から作成

### (3) 移動等円滑化促進方針・基本構想で定める事項

市区町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化促進地区・重点整備地区について、マスタープラン及び基本構想を策定するよう努めることとされています。

マスタープラン及び基本構想で定めるべき事項は概ね重複していますが、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

表 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の要件

移動等円滑化促進地区 (バリアフリー法第2条の23)	重点整備地区 (バリアフリー法第2条の24)
イ生活関連施設 <sup>※1</sup> の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の <b>移動が通常徒歩で行われる地区</b> であること。(共通)	イ生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について <b>移動等円滑化のための事業が実施される</b> ことが特に必要であると認められる地区であること。
ロ生活関連施設及び生活関連経路 <sup>※2</sup> を構成する一般交通用施設 <sup>※3</sup> について <b>移動等円滑化を促進</b> することが特に必要であると認められる地区であること。	ロ生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について <b>移動等円滑化のための事業が実施される</b> ことが特に必要であると認められる地区であること。
ハ当該地区において移動等円滑化を <b>促進</b> することが、総合的な都市機能の増進を図る上で <b>有効かつ適切</b> であると認められる地区であること。	ハ当該地区において移動等円滑化のための <b>事業を重点的かつ一体的に実施</b> することが、総合的な都市機能の増進を図る上で <b>有効かつ適切</b> であると認められる地区であること。

※1 生活関連施設: 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

※2 生活関連経路: 生活関連施設相互間の経路

※3 一般交通用施設: 道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

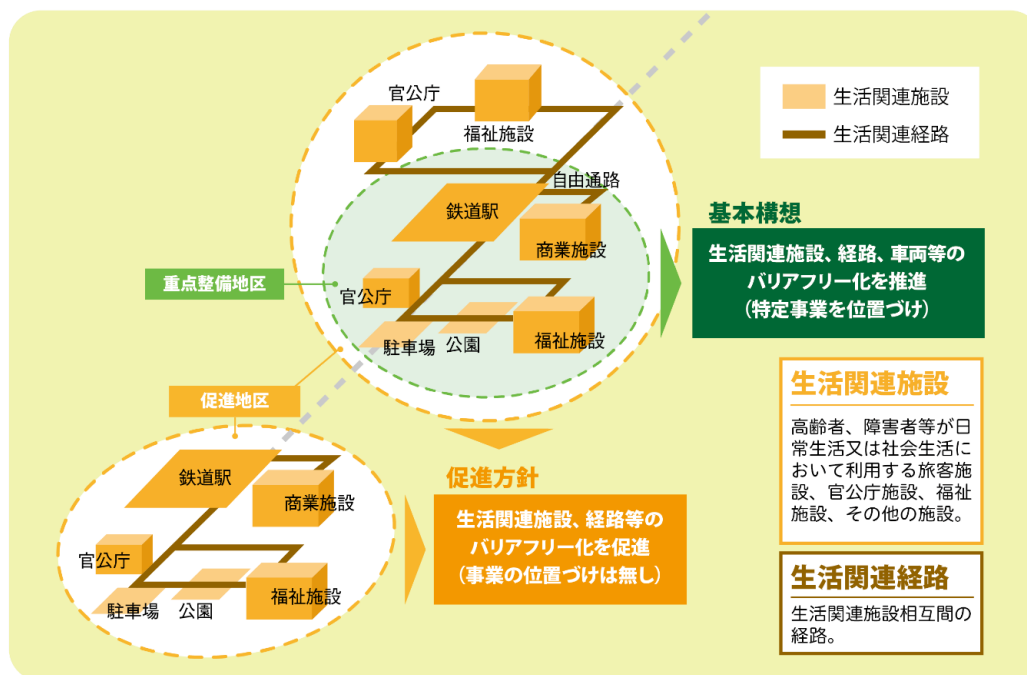


図3 重点整備地区及び移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化のイメージ  
国土交通省資料をもとに作成

表 マスタープラン・基本構想で定める事項

マスタープランで定める事項 (バリアフリー法第24条の2)	基本構想で定める事項 (バリアフリー法第25条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化促進地区の位置及び区域</li> <li>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点整備地区の位置及び区域</li> <li>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める(24条の6)</li> </ul>	—



## 2 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。(以下、内閣府のパンフレットを抜粋)

# しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法では なにをもと 何が求められるのですか？

### ふとうさべつてきとりあつかいきんし 「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

### こうりてきはいりよていきょう 「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき<sup>(※)</sup>に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

※ 言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

### たいしょうしょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます)、その他の心や体のはたらきに障害(難病に起因する障害も含まれます)がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です(障害児も含まれます)。

### たいしょうじぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちのいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

障害者差別解消法が変わります！



# 令和6年4月1日から 合理的配慮の 提供が義務化 されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

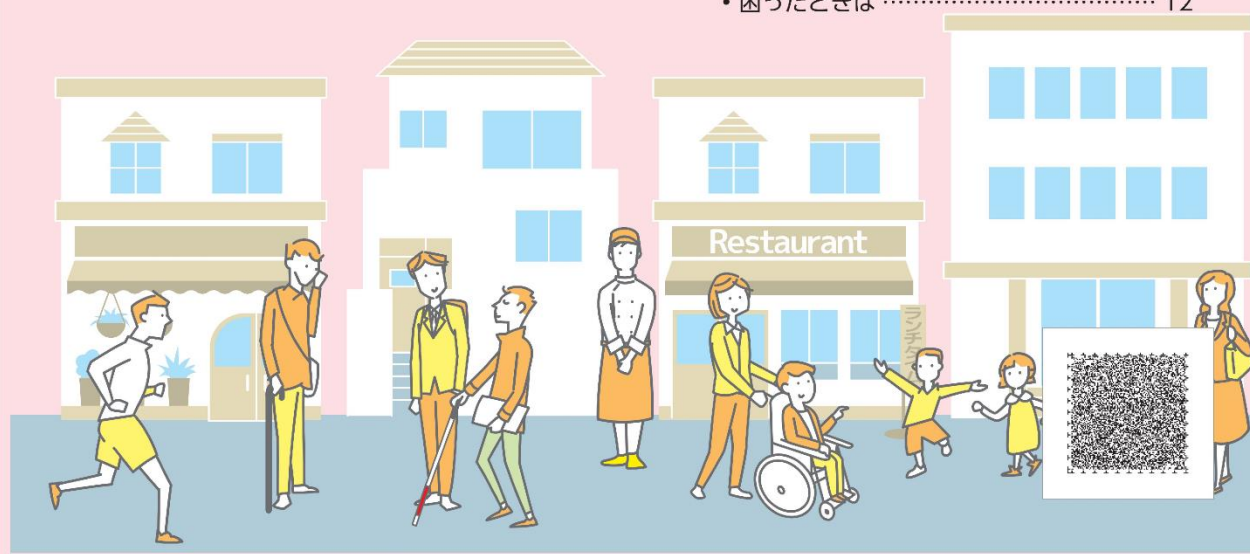
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

## 改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

## 目次

- 表紙 ..... 1
- 共生社会の実現に向けて ..... 2
- 合理的配慮の提供とは ..... 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ ..... 6
- 不当な差別的取扱いとは ..... 8
- 障害のある人へ適切に対応するための  
チェックリスト ..... 10
- 困ったときは ..... 12





# 合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
  - ① 行政機関等と事業者が、
  - ② その事務・事業を行うに当たり、
  - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
  - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
  - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表明が困難な場合に、障害者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

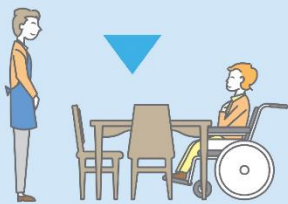
## 合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

### 物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】  
飲食店で車椅子のまま着席したい。

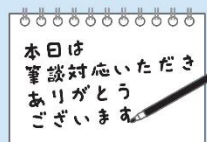


【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

### 意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)

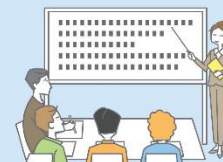


【障害のある人からの申出】  
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

### ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】  
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。



# 不当な差別的取扱いとは

- 障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「障害がある」という理由だけで財・サービス、各種機会の提供を拒否したり、それらを提供するに当たって場所・時間帯等を制限したりするなど、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。
- 具体的には、
  - ① 行政機関等や事業者が、
  - ② その事務又は事業を行うに当たり、
  - ③ 障害を理由として、
  - ④ 障害者でない者と比較して、
  - ⑤ 不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

## 不当な差別的取扱いの具体例

1



保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る

2



障害のある人向けの物件はないと言っ  
て対応しない

3



障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に接遇の質を下げる

## 正当な理由がある場合

- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が
  - ① 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、
  - ② その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
  - ・ 障害者、事業者、第三者の権利利益  
(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)
  - ・ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。



☆例えば次のような例は正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障害者本人の安全確保の観点)
- ※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。

